

# 新たな総合計画検討の方向性 (案)

令和 5 年 8 月  
北海道 総合政策部 計画局 計画推進課

# 1 策定の趣旨

- ▶ 総合計画は、北海道行政基本条例（第7条）に基づき、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画
- ▶ 現行計画は2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までを計画期間として推進してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や脱炭素化といった動きなど、社会経済情勢に大きな変化が見られたことを受け、2021（令和3）年度に計画を改訂し、中期的な推進方向を新たに掲げ、その下で各般の取組を推進
- ▶ その後においても、エネルギーの安定供給、食料や経済の安全保障など、我が国が直面する社会や経済の大きな変化や、北海道の持続的な発展に向けた課題への的確な対応が必要な状況

▶ 現行の計画期間である2025(令和7)年度を超える政策展開が必要



概ね10年後の北海道のめざす姿や政策の目標、その実現に向けた政策の方向性などを示す新たな総合計画を策定

計画期間  
概ね10年間

## 2 策定にあたっての検討視点

▶ 新たな計画における北海道の将来を見据えた政策の方向性などについて、3つの視点を基本に、長期的な展望に立って、検討を進める。

### 1 成長や潜在力の発揮

ゼロカーボンや食料安全保障など、本道が有するポテンシャルを活かし、社会経済情勢の変化で生じる新たな需要を取り込む

### 2 重要課題への対応

人口減少問題や激甚化する自然災害への備えなど直面する重要課題に向き合う

### 3 各地域の発展

地域固有の特性や課題を踏まえ、各地域が持続的に発展する

# 3 計画の枠組み

▶これまでの計画の体系や推進管理の手法を基本に、検討を進める。

## 新たな総合計画

北海道の将来を長期的に展望した  
概ね10年後の「めざす姿」

「めざす姿」の実現に向けた政策展開の方向

**政策展開の基本方向**

目標と政策の方向性

**地域づくりの基本方向**

地域のめざす姿と施策の方向

【個別具体的な施策・事業は、総合計画には記載しない】

一体的な推進により実効性を確保

### 総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って推進する計画

#### 特定分野別計画

○医療・福祉、経済・産業、教育など  
分野ごとの具体的な政策を推進

特定分野別計画のうち、重点課題に  
ついて、重点的・分野横断的に推進  
する計画を**重点戦略計画**に位置づけ

#### 地域計画

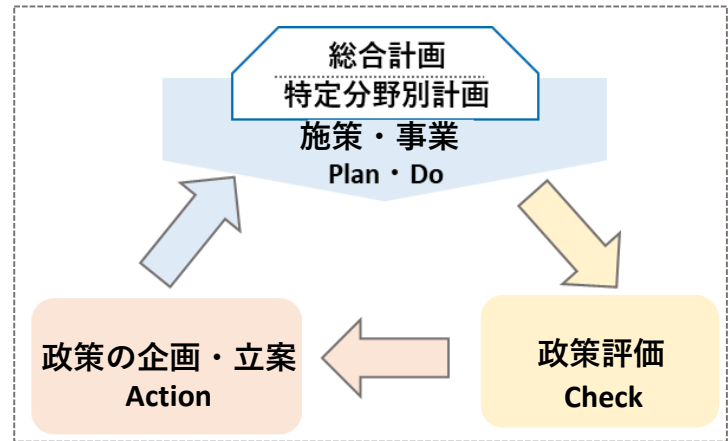
○広域的な連携地域※ごとに地域の  
特性を踏まえて重点的に取り組む  
政策を推進

- ※ ( ・道央広域      ・道南 )
- ( ・道北            ・オホーツク )
- ( ・十勝            ・釧路・根室 )

### 推進管理の手法

#### < 推進状況の把握 >

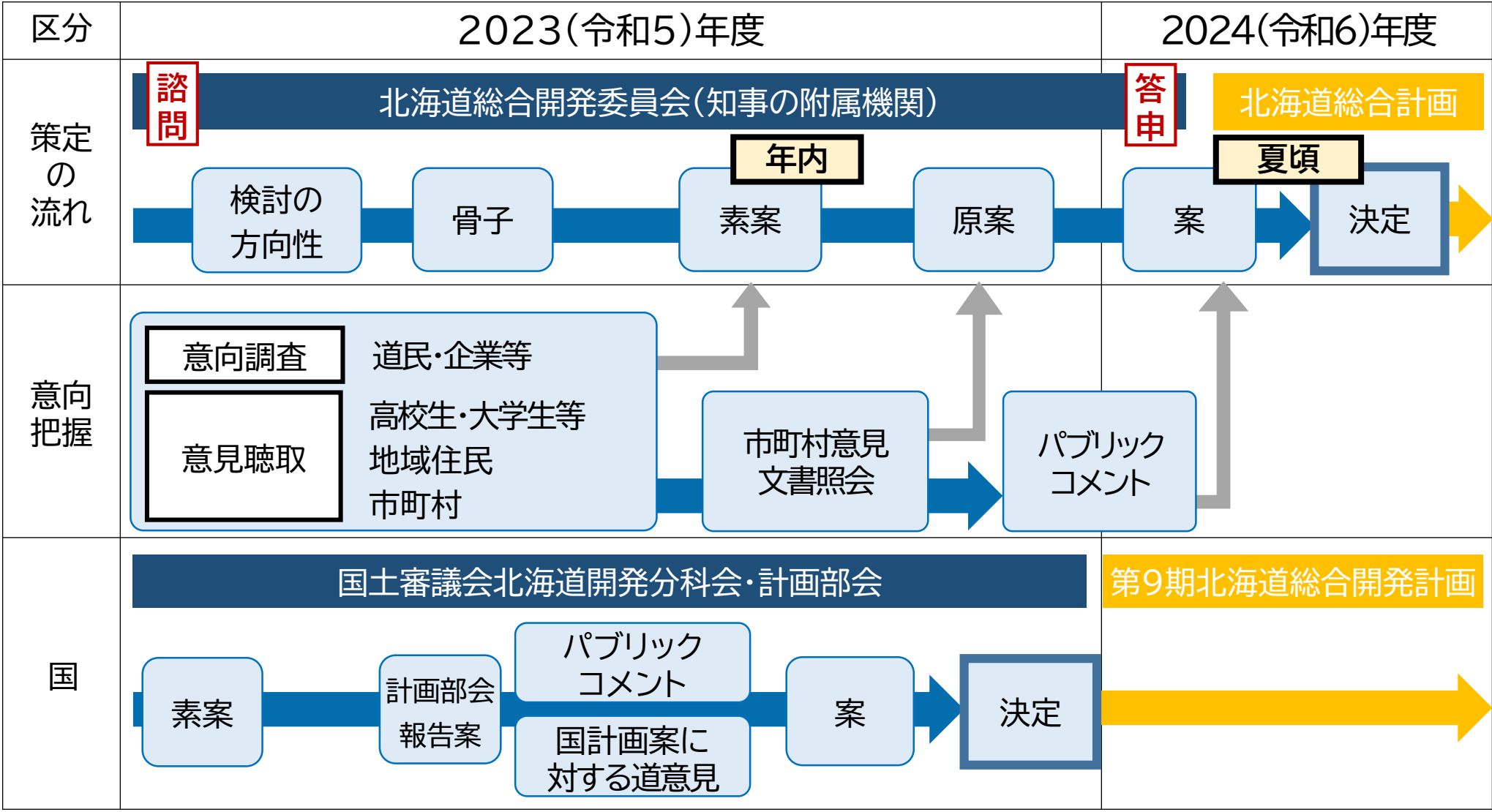
- ・毎年度の政策評価を通じて、計画に掲げる指標の進捗状況や政策体系を構成する施策の推進状況に加え、特定分野別計画など関連する計画の推進状況なども含め、一体的に管理



#### < 点検・評価 >

- ・計画の推進状況について、社会経済情勢の変化なども踏まえ、北海道総合開発委員会の意見を伺いながら、毎年、点検・評価を実施するとともに、中期的な点検・評価を行う

# 4 スケジュール



**< 道民・市町村の参画 >**

- 道民及び市町村の参加機会の確保の充実を図ることにより、道民及び市町村の意向の計画への適切な反映に努める

**< 国の計画との関連 >**

- 第9期北海道総合開発計画の策定や食料・農業・農村基本法の検証・見直しなど、国の計画・法令を巡る動向に留意